総務事務申請支援



項目: ス 子の認定

分類: 共済組合員証の手引 被扶養者

所 管 : 経営管理部 職員厚生課

子の認定

被扶養者の要件を備える者が生じたときは、その事実が生じた日から被扶養者として認定されます。 しかしながら、この届出が扶養事実の生じた日から30日以内になされなかったときは、届出をした日 から認定(地方公務員等共済組合法第55条2項)となります(届出をした日は、所属所への被扶養者 申告書提出日)。

認定しようとする者の所得はその種類に関係なく、すべて申告してください。

※夫婦共同扶養の子の認定について

夫婦の年間収入の多い方の被扶養者とすることを原則とします。

ただし、扶養手当が支給されている場合は、扶養手当の支給がされている方を扶養者と することができます。

よって、扶養手当の支給のない子を認定しようとするときには、組合員及び配偶者の 所得を確認し、配偶者よりも収入が多いことを確認させていただきます。

(配偶者が被扶養者となっている場合、夫婦とも地方職員共済組合員の場合を除く。)



【別添】夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について(厚労省通知).pdf

【注1】令和2年4月1日より、国内居住要件が追加 されました。



国内居住要件.pdf

【注2】令和5年10月より、被扶養者認定における一時的な収入増の取扱いが変わりました。

(「年収の壁・支援強化パッケージ」)





リーフレット (年収の壁).docx

【様式】事業主証明060913.docx

【注3】令和6年12月2日よりマイナ保険証へ移行します。



マイナ保険証への移行のお知らせ(令和6年12月2日~).pdf

提出書類は次のとおりです。

必要に応じて、この他にも書類を提出していただく場合があります。

(1) 出生による認定

- ·「被扶養者申告書」
- ・「資格確認書交付申請書」※令和6年12月2日以降の新規認定者で交付を希望される者

- 被扶養者個人番号申告書※封緘してください。
- 同意書
- ・ 戸籍謄(抄)本又は世帯全員の記載のある住民票
- ・ 組合員及び配偶者の所得がわかるもの(扶養手当の支給を受けない場合のみ) (源泉徴収票、確定申告書の写し、所得証明書等)

※配偶者も被扶養者となっている場合を除く。

(2) (1)以外のもの

被扶養者とすることができるのは、<u>主として組合員の収入により生計を維持するもの</u>です。 傷病・障害により就労できない状態の者や学生以外の18歳以上の者は、通常、稼動能力が あると考えられる場合が多いため、<u>扶養の実態及び扶養しなければならない事情を具体的に確認</u> して処理することになっています。

このため、認定しようとする者の所得の状況、組合員との続柄及び生計関係等により提出していただく書類はそれぞれ異なります。認定に必要な書類は以下のとおりですが、これは一応の目安です。

状況によりこれ以外の書類を提出いただくことがあります。

必ず必要なもの

- •「被扶養者申告書」
- 「資格確認書交付申請書」※令和6年12月2日以降の新規認定者で交付を希望される者
- ・「被扶養者個人番号申告書」※封緘してください。
- 同意書
- 戸籍謄本
- 扶養に関する申立書(子)
 - ※組合員と同居しており、配偶者も被扶養者となっている場合を除く。
- ・ 組合員及び配偶者の所得がわかるもの(扶養手当の支給を受けていない場合のみ) (源泉徴収票、確定申告書の写し、所得証明書等)
 - ※配偶者も被扶養者となっている場合を除く。

別居の場合に必要なもの

- ・ 別居の場合は預金通帳の写、振込金受領書の写等又は単身赴任簿の写
- 別居の世帯全員の住民票

その他、状況により必要な書類

ア 大学、専修学校、各種学校の学生

(定時制課程・通信制課程・夜間課程及び通信による教育をうけている者を除く)

- ・ 在学証明書(在寮証明書は不可)
- イ 18歳以上の者で定時制・夜間・通信制教育等をうけている者
 - 在学証明書(在寮証明書は不可)
 - 所得証明書
 - ・ 前1年間分の給与支払証明書
- ウ 18歳以上で退職にともなう者
 - 退職後の所得について
 - 退職証明書
 - 雇用保険の失業給付の状況により「配偶者の認定」のエ~クの例と同様の もの参考→□

- エ 18歳以上で前記ア~ウ以外の者
 - 所得証明書
 - その他扶養している事実が確認できる書類
 - •雇用形態証明書
 - ·前1年間分の給与支払証明書
 - ・病気療養中・疾病の状態の者は医師の診断書又は身体障害者手帳の写等、 就労できない状態がわかるものなど

(参考)



- 4 被扶養者の認定・取消に必要な書類一覧表 .xls
- 関係様式(一般組合員)



被扶養者申告書(認定·子) R6.12.2.xls



資格確認書交付申請書.xlsx ※令和6年12月2日以降の新規認定者で交付を希望される方







被扶養者個人番号申告書R4.10.1.xlsx扶養に関する申立書(子)R4.10.1.doc退職後の所得についてR4.10.1.doc







給与支払証明書R4.10.1.doc 退職証明書R4.10.1.doc 雇用形態証明書R4.10.1.doc



個人情報の提供に関する同意書R4.10.1.doc

- ※個人番号申告書は、封緘のうえ「特定便在中」と記載
- ・短期組合員は、こちらで確認ください⇒▶
- ◎市区町村で発行した証明書類(住民票等)は発行されてから3ヶ月以内の書類に限ります。

個人情報の提供について

地方職員共済組合が保有する個人情報を、以下に掲げる利用目的のため、一般財団法人 静岡県職員互助会、事業主である静岡県等及びその他提供先に対して提供することがあ ります。

そのため、「資格取得届」、「被扶養者申告書」に添付の同意書を提出してください。

(利用目的)

地方職員共済組合静岡県支部が取り扱う個人情報の保護に関する細則第3条第2号 イ及び第4号に定める利用目的

●←細則リンク

(提供する情報)

・長期給付事業に関する日本年金機構等との交換情報

- ・一般財団法人静岡県職員互助会の行う給付等の実施に係る情報・事業主である静岡県等の行う認定等に係る情報・その他提供先において支部が提供することの同意を取っている情報